

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.31

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> (指定管理者(社)北海道消費者協会)
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

《 消費者庁、今秋にも設置 》

5月30日は「消費者の日」です。内閣府では昭和43年に「消費者保護基本法」(現在の『消費者基本法』)が制定された日を記念しこの日を「消費者の日」としています。

おりしもその日からちょうど41年目の「消費者の日」の前日に、消費者庁設置関連3法が参院本会議で全会一致で可決、成立しました。政府は「消費者問題に迅速・的確に対応する必要がある」として早ければ今秋にも、「消費者庁」を発足させたいとしており、また同庁の監視機関として「消費者委員会」も設置されます。

私たちが望んでいた消費者の立場に立った、初の行政機関が誕生するわけですが、まだまだ課題もいっぱいです。

生まれたばかりの消費者庁が、力を持った大きな組織に育っていくためにも、期待を込めて見守っていきましょう。

《 雄武町に被害防止ネットワークが設立! 》

- ・ 網走管内の、雄武町に平成21年3月末、待望の「雄武町消費者被害防止ネットワーク」が設立されました。役場職員の方々のご努力に敬意を表すとともに、今後、町内で被害が未然に防ぐことができますよう期待しております。
- ・ 北海道におけるネットワークの輪も少しずつ大きくなってきています。ネットワーク未設置の市町村は、住民の消費者被害未然防止のためにも是非ネットワークの設立をご検討ください。
- ・ 地域での設立に関するの情報、またはお問い合わせは、北海道立消費生活センター 啓発部 までご一報ください。

電話 011-221-0110 担当 啓発部

見守り 新鮮情報

第60号

午後9時ごろ、若い男性の声で、
自分を名指しして
新型インフルエンザの
薬の購入を勧める**電話**があった。
「インターネットで

人気の、豚インフルエンザの薬を
販売しています。100錠で
8,000円です」などと
言われたが、そんな薬はないと
思ったので断った。



「**新型インフルエンザの** **薬**あります」と突然の**電話**

■平成21年5月 ■北海道



ひとこと助言

だまされちゃ
だめ



見守るくん

- インフルエンザの治療薬は、医師の処方に基づき服用すべきものです。悪質業者の言葉を信じてその商品を服用することは危険が伴います。また、もし新型インフルエンザに感染していた場合、早期に適切な治療を受ける機会を失い、重篤になる危険性があります。
- 新型インフルエンザへの不安に便乗して、「予防する」「治る」などとうたって、効能や効果が確認されていない健康食品や治療器具、衛生用品等を販売する商法が出てくるおそれがあります。
- 商品購入等のトラブルにあったら、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

発行：(独)国民生活センター 企画・編集：(社)全国消費生活相談員協会 本文イラスト：藤原鉄夫

2009年5月28日

「おかしいな?」「こまったな!」と思ったら、最寄りの消費生活相談窓口へ

北海道立消費生活センター

相談専用電話 050-7505-0999